

最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における

懲罰的賠償の適用に関する解釈

2021年3月3日、最高人民法院は「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」を公布した。

「解釈」では、知的財産権民事事件における懲罰的賠償の適用範囲、「故意」と「情状が深刻であること」の認定、算定基数、倍数の確定等について具体的に規定している。「解釈」は、裁判基準を明確にすることにより、各級の法院が懲罰的賠償を正確に適用するよう指導し、深刻な知的財産権侵害行為を処罰することを目的としている。「解釈」の公布は、懲罰的賠償制度を実行するための重要な措置であり、知的財産権の司法保護を全面的に強化するという人民法院の決心を明らかにし、科学技術イノベーションの法治環境の更なる最適化において重要な意義を有している。

「最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」は2021年2月7日付けで最高人民法院審判委員会の第1831回会議にて可決されたので、ここに公布する。2021年3月3日より施行する。

最高人民法院
2021年3月2日

法釈〔2021〕4号

最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用 に関する解釈

(2021年2月7日付けの最高人民法院審判委員会の第1831回会議にて可決された。同
解釈は、2021年3月3日から施行される。)

知的財産に係る懲罰的賠償制度を正確に実施し、法により、深刻な知的財産権侵害行為を処罰し、知的財産権保護を全面的に強化するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和國著作権法」「中華人民共和國商標法」「中華人民共和國専利法」「中華人民共和國反不正競争法」「中華人民共和國種子法」「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえて、本解釈を制定する。

第一条 原告がその法により享有する知的財産権を、被告が故意に侵害しており、かつ、情状が深刻であると主張し、被告に懲罰的賠償責任の負担を命じる判決を請求した場合、人民法院は、法により、これを審査・処理しなければならない。

本解釈にいう故意は、商標法第六十三条第一項及び反不正競争法第十七条第三項に規定する悪意を含む。

第二条 原告は、懲罰的賠償を請求する場合において、訴訟提起時に賠償額、算定方法及び根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。

原告が一審の法廷弁論の終結前に懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院はこれを許可しなければならない。二審において懲罰的賠償の請求を追加した場合、人民法院は当事者の自由意思の原則に基づいて調停することができる。調停が成立しない場合は、別件訴訟を提起するよう当事者に告知する。

第三条 知的財産権侵害の故意の認定について、人民法院は侵害された知的財産権の客体の類型、権利状態及び関連製品の知名度、被告と原告又は利害関係者との間の関係等の要素を総合的に考慮しなければならない。

次の各号に掲げる事由に該当する場合、人民法院は、被告が知的財産権侵害の故意を有すると初歩的に認定することができる。

(一) 被告が原告又は利害関係者からの通知、警告を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を引き続き実施した場合。

(二) 被告又はその法定代表者、管理者が原告又は利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者である場合。

(三) 被告が原告又は利害関係者と労働、労務、協力、許諾、販売、代理、代表等の関係を有し、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合。

(四) 被告が原告又は利害関係者と業務上のやり取りがあるか又は契約の締結等のために交渉したことがあり、かつ侵害された知的財産権に接触したことがある場合。

(五) 被告が海賊版、登録商標詐称行為を実施した場合。

(六) その他故意と認定できる場合。

第四条 知的財産権侵害の情状が深刻であることの認定について、人民法院は権利侵害の手段、回数、権利侵害行為の継続期間、地理的範囲、規模、結果、訴訟における権利侵害者の行為等の要素を総合的に考慮しなければならない。

被告が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、人民法院は情状が深刻であると認定することができる。

(一) 権利侵害により行政処罰を受けたか、又は法院により責任を負う旨の判決を受けた後に、同一又は類似の権利侵害行為を再び実施した場合。

(二) 知的財産権侵害を業としている場合。

(三) 権利侵害に係る証拠を偽造、毀損又は隠蔽した場合。

(四) 保全裁定の履行を拒否した場合。

(五) 権利侵害により獲得した利益又は権利者の被った損害が大きい場合。

(六) 権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人身の健康に危害を与える恐れがある場合。

(七) その他情状が深刻であると認定できる場合。

第五条 人民法院は懲罰的賠償額を確定するにあたって、それぞれ関連法律に基づき、原告の実際の損害額、被告の違法所得額又は権利侵害により獲得した利益を算定基数としなければならない。当該基数には、権利侵害を制止するために支払った合理的な支出を含まない。法律に別途の規定がある場合は、その規定に従う。

前項にいう実際の損害額、違法所得額、権利侵害により獲得した利益の算定がいずれも困難である場合、人民法院は法により当該権利の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定するとともに、これを懲罰的賠償額の算定基数とする。

人民法院が法により、被告に対してその把握している権利侵害に関連する帳簿、資料の提出を命じ、被告が正当な理由なくその提供を拒否したか又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合、人民法院は原告の主張及び証拠を参考にして懲罰的賠償額の算定基数を確定することができる。民事訴訟法第百十一条に規定する事由にあたる場合には、法により法的責任を追及することができる。

第六条 人民法院は法により懲罰的賠償の倍数を確定するにあたって、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の深刻さ等要素を総合的に考慮しなければならない。

同一の権利侵害行為により既に行政過料又は刑事罰金が科されかつ執行が完了した

ことで、被告が懲罰的賠償の責任の減免を主張した場合、人民法院はこれを支持しない。ただし、前項にいう倍数を確定する際に総合的に考慮することができる。

第七条 本解釈は2021年3月3日より施行する。これまでに最高人民法院から公布された関連司法解釈が本解釈と一致しない場合は、本解釈に準ずる。

出所：2021年3月3日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-288861.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。